災害時における支援協力に関する協定書

かすみがうら市（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、かすみがうら市において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲が、災害時にかすみがうら市災害対策本部を設置し、かつ、かすみがうら市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第３条　甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１条の２及び３の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

（１）　乙による被災者支援相談窓口の開設

（２）　甲への乙の会員の派遣

（３）　その他甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第４条　第２条の要請は、業務の内容、場所及び期間等を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができる。

２　甲は、前項ただし書きの規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請文書を乙に提出しなければならない。

３　甲と乙は、連絡体制、連絡手段等について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

４　前各号の手続き及び連絡調整については、原則として乙の県南支部を経由して行う。

（費用負担）

第５条　第３条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第６条　甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（報告）

第７条　乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、甲から求められたときは書面で報告するものとする。ただし、その具体的な範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害の補償）

第８条　甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わない。

（防災訓練への参加）

第９条　乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練の参加に努めるものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙、協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定に有効期間は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了の１か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から１年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の取り扱いとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、合意の上、この協定を終了させることができる。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２８年２月１６日

甲　茨城県かすみがうら市上土田４６１番地

かすみがうら市長

乙　茨城県水戸市笠原町９７８番地２５　茨城県開発公社ビル５階

茨城県行政書士会

会長